# 会 議 等 結 果 報 告 書

名 称	第13回自治基本条例づくり検討会議		
日時	平成19年 5月16日(水) 19時00分~21時10分		
場所	上富良野町役場 審議室		
	検討会議委員: 出席 6 名 氏 名 出欠 氏 名 出欠 氏 名 出欠		
出席者	町自治基本条例研究プロジェクト:中田座長(議会事務局長)、田中副座長(収納対策担当		
日 時 場 所	幹)		
	町民生活課自治推進班:北越主幹、谷口主査		
	事務局:行財政改革担当 新井主幹		
	あいさつ 岡本代表:新聞報道で、夕張市が自治基本条例策定に向けて動き出すと掲載されていた 夕張市の参考となるような条例づくりになればと思う。 本日は、第33条の地域防災から進めていきたい。		
	議題1 自冶基本条例の内容(その4)の検討について		
	【第8章 地域防災(第33条~第34条)】		
	第33条の活火山十勝岳については、活火山を抱える上富良野町の特色として規 定されていると思うが、日頃からの火山防災の取組みなども触れられておりよい		
	と思う。		
内容	第34条の自主防災組織の状況はどうか。		
日場所出席者	事務局: 防災組織に関することは総務課が所管している。各地域の防災に対応す		
	る組織で、町としても設置を推奨している。過去の十勝岳噴火において注目され		
	各地域に組織化されているが、現状としては書面上の組織になっているところも		
	あり、実際の防災時の役割分担など、どう動けるかが課題といえる。今年2月の		
	防災訓練には、初めて一部の自主防災組織が参加して、地域の避難者確認などの 訓練が行われた。		
	実際の防災となれば、行政が全てを対応することは難しく、各地域による住民		
	避難の確認などの対応が期待される。防災時の対応はこの規定にもあるとおり、		
	地域の共助として、地域の団結が重要であり、防災に備えていくためにも横のこ		
	ながりが大切である。取組みの進んでいるところでは、消火機器を備え、自主記		

練している住民会もある。

防災時の初期は混乱するため、地域だけではなく、町民個々の防災対応も大切で、いざというときのために3日間程度の非常食などの蓄えが必要といわれている。

事務局: 町は、第34条に規程されているとおり、地域防災計画に基づき対応することになる。この計画自体が町民に浸透していないかもしれないが、町全体の防災対応について書かれていて、役場内組織の役割分担などが決められているほか、町民の役割についても書かれている。平成17年度に全面改訂されている。

ハザードマップに避難箇所が示され、住民にお知らせされている。

防災計画は、国民保護法と重なる面があるのでないか。

事務局: 災害とは違うことも想定されているため、別の計画として国民保護計画 を策定している。

消防組織はいずれの計画にも関わりが多いと思う。

## 【第9章 町民投票制度(第35条~第36条)】

国民投票制度が国会で議論されていて、関わりあるのでないか。投票率の取扱いが話されているがどうか。

事務局: 第35条に、投票結果の取扱いについて規程している。投票結果に対する 拘束力は無いが、町民投票ということから同義的な面はあり、事前に投票結果の 取扱いを明らかにすることとしている。

なお、議会制民主主義との兼ね合いもあり、その案件は慎重に取扱いされるべ きと思う。

第36条の議員定数の12分の1以上は、定数減もあり2名で発議できることになる。

町民が請求すれば、町長は必ず議会に上程することになるのか。

事務局: 第35条は町長の権限として、第36条は町民と議会の権利として定義している。請求に対して町長が議会提案の権限を持つが、その議案の決定権は議会となる。

#### 【第10章 交流と連携(第37条~第38条)】

カナダとの交流が進められているが、今年の青少年の派遣状況は。

事務局: 18人の申し込みと聞いている。7月末からカナダカムローズ市に行く日 程で、先生など5人が引率する。

第37条の解説で、観光客と自衛官が並列して書かれているが、自衛官が観光客と同様に感じとられないか。他の人も含めて転入者でも良いのでないか。

広域連合が協議されているが、進捗はどうか。

事務局: 広域連合に関しては、現在、各部門別に担当レベルで協議が行われていて、どの部門が広域連合に移行するかは今後の協議による。

国保や介護などは広域しやすいと思うが。

事務局: 既に事例もあり、他自治体の取組みを参考に検討されている。

同じような事務は広域でやっても良いと思うが。

事務局: 消防など事務機能をまとめれば効率化につながる部門もあり、検討されている。

## 【第11章 条例の位置付け(第39条~第40条)】

第39条にある条例等の体系化は今後なのか。多くの条例があると聞くが、基本 条例に即して見直しが必要なものはないのか。

事務局: 現在の条例には基本条例に照らして違反しているものはないと考える。 体系化とは、多くの条例があることから、町民から見ても分かりやすく整理して 体系化していくこと。また新たな条例制定にあたっては、この基本条例の主旨に 基づき条例化されることになる。

内容として重複したような条例はないか。

事務局: 関連性のある条例はあるが、内容が重なっているものは基本的に無いと 思う。

国などは新たな法律は作るが廃棄することはしないと聞く。官僚にとっては、 法律の廃棄に労力を使っても評価されないからのようである。

報道されていたが、ニセコ町のペンションの酒造の例は、その法律が時代の情勢に対応していないと思う。条例の中でも、時代にあわなくなったものは必要な見直しが必要と思うが、そのような条例はないか。

事務局: 古い条例も中にはあるが、それぞれ必要な見直しを適時行っていると思 う。

第40条の見直し期間で、5年とした考え方は何か。ニセコ町は4年で、札幌市は 5年としている。

事務局: 期間については特に理由はないが、総合計画にある10年では時代の変化に対応するには長いと考え5年とした。5年を超えない期間としていることから、その前の見直しも行える。解説に触れているが、この条例は「守り育てる条例」といわれていて、制定して終わりではなく、町民総意の基に条例を生かしていくことが必要で、それには時代の情勢など含めて、条例がしっかり生かされているか検証するとともに、見直しが必要と考える。

町民も意識を高めながら、行政と議会と、町民全体でまちづくりを進めていく ことが大切。

第40条の規定は、この条例が作りっぱなしでないことを規定するもので必要と 思う。

5年の見直し期間であれば、その見直しに向けてこの条例を理解する、主軸となる人(メンバー)を設けていくことも必要でないか。このような人がいなければ、この条例が何なのか分からないのでないか。

この条例を広めていくためにも、この検討会議のようなものを毎年開催し、論

議していくことも良いのでないか。広めていくための何らかの組織があっても良いと思う。

第40条に「総合的に検討する」とあるが、具体的に何かあるのか。

事務局: プロジェクトでは具体的なものを示していないが、何らかの評価の仕組みは必要と考える。総合的と書いているが、条例の一部だけではなく全体を評価して検討することの意味もある。町民を巻き込んだ評価組織も必要と思う。

この条例を生かしていくためにも、5年間の短期目標を定めて取組むほうが、評価しやすいし、町民にも分かりやすく、条例の動きが見えてくるのでないか。この条例を町民に知ってもらうためにも具体の取組みが必要と思う。

条例の中でも、情報共有と参画の取組みは特に大切と思う。

具体の目標として、30条の審議会等への参加目標は定めやすいし、評価しやすいのでないか。

事務局: 内容は別にしても、行動計画や目標を持っていくことは大切と思う。審議会等の数値目標の設定は分かりやすいが、情報共有や参画を示すものは難しいと思う。

第39条で、最高規範性をうたっているが、5年の見直し期間に、この条例に付随したこととして、町民の参加に関することなど、検討が必要でないか。

第40条の見直しに関して、町民と一緒に検討することを入れてはどうか。原文では、行政だけが見直しするとも考えられる。「総合的に町民と共に検討する」などの表現が考えられる。

札幌市は「市民の意見を聞いて」と規定している。

事務局: 第40条の解説4に示しているものを、条文に取り入れることも考えられる。

岡本代表: 以上で、第40条まで検討が進んだが、前回欠席された委員もいること から、前回分も含めて意見をお願いしたい。

事務局: 32ページの今後の取組みに示しているが、住民への周知方法に関して意見をいただきたい。

町民への浸透に時間をかけるべきで、下から積み上げしながら、徐々に浸透させていくべきと思う。この条例づくりには、どれだけの町民の参加が得られるかがある。条例に関して、素人の町民がこの難しい条例を理解していくには相当の時間が必要と思う。行政はこの原案を作るのに1年半程度かけているが、検討会議は約半年あまりで、町民に対しても行政と同様の時間を費やすべきと思う。この会議以外にも会議を設けても良いと思う。

条例づくりは今後どのように進められるのか。

事務局: 検討会議からの答申を受け、条文の整理を行った後、町民への周知を図りながら意見をいただき、12月議会に提案する方向で進めていきたい。住民の周知に関しては、既存のパブリックコメントやまちづくりトークは考えているが、この他にどのような手法が良いか意見をいただきたい。

条例化に向けては、期限を設けなければならないのか。期限を設けず、町民へ

の浸透を見ながら進めても良いのでないか。

条例化をゴール決めて進めるのであれば、もっと町民全体におろすことが必要と思う。職員でも相当の時間がかかったのだから、それをこの短期間で町民に理解してもらうには、もっとスピード感を持って職員も動くことが必要でないか。

なぜ基本条例をつくるのかという、基本的なことを理解してもらうことが大切で、条例を町民におろしてもこの検討会議と同じ意見の繰り返しにならないか。

富良野市のように、3年を一区切りに、仕組みの浸透を図りながら、条例化のステップアップを図ってはどうか。

検討会議のような会議を開催すれば条例を知ってもらえるので、条例を広める 人を増やすことが大切である。

条例をまずは動かしながら、育てていく手法もあると思う。見直し規定もあり、 5年をめどに考えていくことも出来る。条例を考えてばかりいても、なかなか進 まないかもしれない。

最低限、なぜこの基本条例がこの町に必要なのかを押さえるべきで、そのことを町民に広めることが必要。前文に書かれている豊かな自然や景観などを将来にわたって大切に守っていくためにも条例をつくるというような説明は分かりやすいと思う。他の町が条例をつくっているから、わが町も作るというふうに思われるのは残念であるので。

事務局: 前文はプロジェクトとしても一番力を入れた箇所であり、この内容を生かしていくことが条例の主旨であり、守り育てていく条例である。

職員への浸透はどうか。この条例の必要性は理解されているかどうか。

事務局: プロジェクトの原案は議論のたたき台であって、条例そのものは今後職員に周知していくことになる。自治基本条例については、プロジェクトの立ち上げから説明してきているので、ある程度理解されていると思う。

職員数はあるので、職員一人ひとりがもっと条例内容を広める努力は出来ると 思う。

広く町民を集めて内容を広めるのではなく、町民一人ひとりに説明していくくらいの手法が大切と思う。その意味でも広めていくには時間が必要と思う。

情報の入り方として、関心がなくても屋外広告など、自然と目に入るものもある。スーパーに張り紙をして意見募集する手法もあると思う。

条例の案を見せて意見を聞くというのは、町民から見れば既に決まっていると 思うので意見は出ないと思うし、そのような説明会をしても反発があると思う。 なんでもお聞かせくださいといった、広く意見を聞く姿勢が大切と思う。

事務局: 出前講座があるが、行政側から押しかけていくことも考えられる。講演会を行政が企画してもなかなか人が集まらないが、以前、絵本作家の講演会が町民の手で行われたが、すごい人の集まりだった。一人ひとりの声かけの成果と思う。

来るのを待っていても人は来ないと思う。一人ひとりが声をかけて、声をかけられた人は、次の人に声をかけるなどの連鎖がないとダメ。

ニセコ町の条例化の取組みを研究して、参考にしてはどうか。

小さな集まりでも、その場で出された意見は全て広報に紹介するとか、その場の写真を紹介するとか、参加した人が注目される手法も、町民が参加することにつながるのでないか。

地域に住んでいる職員の方から説明を受けるのであれば、親しみもあり色々と 聞けるので良いと思う。

背広にネクタイといった硬いスタイルは参加する側も構えてしまうのでないか。

ジュースがもらえるなど参加したら特典があることもいいと思う。動機付けと してはどうかと思うが、人を集めるには努力も必要と思う。

呼びかけるターゲットを絞ってはどうか。年代を考慮し、同じような年代の人が来やすい環境を作るなど。

学校で説明してはどうか。子どもにも分かる内容であれば、大人にも分かりや すい。子どもが聞くことで、家に帰って親に話すことで広がりが出ると思う。

### 2 その他

事務局: プロジェクト案の論議が終了したことから、今後の検討会議の進め方として、全体を通じて会議を行うか、答申内容に対する会議を行うかが考えられる。

岡本代表: 事務局の説明に対して、どのように会議を進めていくか。当初予定よりも任期期間が長くなり、委員の負担もあると思うが、一定程度の意見は出尽くしていると思われるので、答申内容含めたまとめの会議を持ちたいと考えるがどうか。

### 全体了承

岡本代表: 答申の内容について、事務局で案をつくっていただき、次回会議に図っていきたいので準備をお願いする。事務局で資料が整い次第、会議案内をしたい。資料整理に時間を要するので、6月3日の週を予定したい。

## 全体了承

閉会21時10分